

## 総務常任委員会審査報告

○平 進介議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。

それでは、総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和元年12月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案2件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第121号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、提案されたものであります。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員からは、改正後の会計年度任用職員について、社会保険や厚生年金への加入はどのようになるか。また、退職手当組合や共済組合についてはどうかとの質疑がなされ、職員主幹からは、本市においてパートタイムの会計年度任用職員のみ設定する予定であり、退職手当組合や共済組合の加入対象とはならないが、別に定められた加入要件を満たすことにより、社会保険、厚生年金に加入することとなる。なお、現在、定時補助職員として雇用している方のほとんどは加入対象となるものと考えているとの答弁を

受けたところであります。

また、委員からは、一会計年度ごと更新の任用となっているが、継続についての考え方はどうか。また、複数回継続して任用した場合、労働契約法との関係はどうかとの質疑がなされ、職員主幹からは、会計年度任用職員については、一会計年度ごとに引き続きその職が必要であるかどうかを判断し、任用の見直しを行っていくこととなるが、その中で同じ方を任用するということもあり得る。ただし、身分としては地方公務員となることから、労働契約法の適用はないとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、指定管理者等、市の職員に準じて雇用条件を定めている団体への影響をどのように考えているかとの質疑がなされ、総務参事からは、指定管理者の処遇等については指定管理事業者に判断いただくものであり、今回の改正によって自動的に引き上げがなされるものではないと考えているが、市の制度設計に当たっては、これまでの経過も踏まえ、十分に連携を図っていくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、第1条の長井市職員定数条例の改正により、臨時的任用職員についてはどのような位置づけとなるのかとの質疑がなされ、職員主幹からは、当該改正の目的は、臨時的任用職員のうち、定数内になる場合と定数外になる場合とを明確に区別することである。定数外となるのは、育児休暇、産前産後休暇等

のため、一定期間休暇を取得する職員の代替として臨時的に任用した職員の場合であり、定数内となるのは、例えば災害発生時や緊急時等、正規の職員を補充すべき職があるにもかかわらず、職員が補充されておらず、とりあえず必要な職員を臨時的に任用する場合等があるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第121号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について及び日程第3、議案第122号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第121号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第121号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第122号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定につ

いての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 おはようございます。

産業・建設常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和元年12月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

それでは、議案第120号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について申し上げます。

本案は、平成30年6月25日に議決された長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定について、工事費の確定による委託金額の減額に伴い、協定の一部を変更する協定を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案されたものであります。